に改める。

改正後

（救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の一部改正）

第八条　救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和四十一年厚生省令第十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）第三十九条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一　法第三十九条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準　第五条、第六条、第十一条、第十九条、第二十五条及び第三十条の規定による基準

二　法第三十九条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準　第十条第三項第一号及び第五項第一号ロ（第十条の二において準ずる場合並びに第十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項第一号、第二十九条第一項第一号並びに附則第二項（第十条第五項第一号ロに係る部分に限る。）の規定による基準

三　法第三十九条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準　第二十六条の規定による基準

四　法第三十九条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準　第九条第一項及び第二項、第十七条第一項、第二十三条第一項、第二十八条第一項並びに附則第二項（第九条第一項及び第二項、第十七条第一項、第二十三条第一項並びに第二十八条第一項に係る部分に限る。）の規定による基準

五　法第三十九条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準　この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第九条に次の一項を加える。

3　救護施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね八十パーセント以上としなければならない。

第十条第二項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては」を「指定都市及び中核市にあつては」に改める。

第十七条に次の一項を加える。

2　更生施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね八十パーセント以上としなければならない。

第二十三条に次の一項を加える。

2　授産施設は、被保護者の数が当該施設における利用者の総数のうちに占める割合がおおむね五十パーセント以上としなければならない。

第二十八条に次の一項を加える。

2　宿所提供施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね五十パーセント以上としなければならない。

附則第二項中「第九条」を「第九条第一項及び第二項」に、「第四項第一号ロ（第十八条第三項」を「第五項第一号ロ（第十八条第三項及び第二十九条第三項」に、「第五項第一号」を「第六項第一号」に、「第十七条」を「第十七条第一項」に、「、第二十八条」を「並びに第二十八条第一項」に改め、「並びに第二十九条第二項第一号ロ」を削る。

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第九条　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の四の見出しを「（職業訓練を無料とする範囲及び手当を支給する範囲）」に改め、同条第一項中「第二十三条第一項」を「第二十三条第一項第一号及び同条第二項」に改め、同条第二項中「第二十三条第一項」を「第二十三条第一項第一号及び同条第二項」に改め、「限る。」の下に「次条において同じ。」を加える。

第二十九条の四の次に次の一条を加える。

（法第二十三条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準）

第二十九条の五　法第二十三条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、職業能力開発校及び職業能力開発促進センターにおいて職業の転換を必要とする求職者その他厚生労働大臣が定める求職者に対して行う短期課程の普通職業訓練並びに障害者職業能力開発校において求職者に対して行う職業訓練とする。

第三十六条の十四の次に次の一条を加える。

（法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める基準）

第三十六条の十五　法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める基準は、同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者又は第四十八条の三各号のいずれかに該当する者（職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあつては、第三十九条第一号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。）とする。

第四十八条の二の次に次の一条を加える。

（法第三十条の二第一項の厚生労働省令で定める基準）

第四十八条の二の二　法第三十条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、専門課程の高度職業訓練については前条第二項各号のいずれかに該当する者とし、応用課程の高度職業訓練については前条第三項各号のいずれかに該当する者とする。

（看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　看護師等の人材確保の推進に関する法律施行規則（平成四年厚生省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条第一項第四号に規定される」を「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準に従い都道府県が条例で定める」に改める。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「第六項」の下に「、第二十一条（結核指定医療機関に係る部分に限る。）」を加える。

（婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準の一部改正）

第十二条　婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準